

意見書案第 6 号

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方のご遺体の取り扱い等に関する法的整備を求める意見書案を提出するについて

地方自治法第 109 条第 6 項及び宇治市議会議規則第 14 条第 2 項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 28 日提出

提出者 宇治市議会建設・水道常任委員会  
委員長 山崎匡

宇治市議會議長 堀明人様

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方のご遺体の取り扱い等  
に関する法的整備を求める意見書

令和4年3月議会において、宇治市内の町内会より「コロナ禍における葬祭場建設に関する請願」が提出された。地域住民の切実な思いを真摯に受け止め、本意見書を提出するものである。

感染症法上、「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられている新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々のご遺体の保管や取り扱いについて、現在、法的環境が未整備であることから、葬祭事業者、消費者団体ほかからも、ご遺体を適切に取り扱う事業者の届出制を求める声があがっている。

よって、国におかれでは一日も早い法的整備に取り組まれるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月　　日

京都府宇治市議会議長　　堀　明人

衆議院議長　　細田博之様  
参議院議長　　山東昭子様  
内閣総理大臣　岸田文雄様  
総務大臣　　金子恭之様  
経済産業大臣　萩生田光一様